

## 令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の背景及び目的

災害対策基本法及び消防組織法等に基づき、県内及び近畿府県等の防災関係機関、関係団体合同で訓練を実施し、災害時における機関相互の連携を深め、広域的な応援援体制の充実強化を図るとともに県民の防災意識の高揚を図ることを目的に「令和7年度近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練・奈良県防災総合訓練」を実施する。本訓練は、国、地方公共団体及び防災関係機関だけでなく、民間事業者や自主防災組織等と密接かつ有機的な連携を保ちながら、地域の特性に即した訓練を実施するものであり、複数の会場を設定するうえ、大規模な会場設営と訓練を連携して実施する必要があることから、必要な業務を委託することとなったものである。

### 2 業務概要

#### (1) 名称

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託

#### (2) 業務の内容

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで

#### (4) 委託料上限額

48,000,000円

なお、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税率は10%とする。

（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）

#### (5) 委託者

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎（主棟）2階

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会

（奈良県総務部知事公室消防救急課内）

電話：0742-27-8423 FAX:0742-27-0090

### 3 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。

- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 公告日から過去5年以内に国、都道府県又は政令指定都市（国、都道府県又は政令指定都市に事務局を設置した防災訓練の実行委員会等を含む。）から防災訓練又は防災訓練施設の設置等に関する業務を受注し、誠実に履行した実績を有している者であること。（契約期間終了かつ業務完了済のものに限る。）
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- カ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
- キ 下請契約等に当たって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。
- ク 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

#### 4 参加方法

このプロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

#### 5 公募型プロポーザル実施要領及び様式等の交付場所、交付期間等

本実施要領及び様式等については、ホームページからも取得可能です。

##### (1) 交付場所

###### ア 直接交付

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎（主棟）2階  
令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局

(奈良県総務部知事公室消防救急課内)

電話：0742-27-8423

イ オンライン交付

奈良県消防救急課ホームページ参照

<https://www.pref.nara.jp/1625.htm>

(2) 交付期間

令和7年6月24日(火)から令和7年7月16日(水)まで

(ただし、直接交付は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9時から17時まで)

(オンライン交付の資料は令和7年7月16日(水)23時59分までの掲載とする。)

(3) 交付資料

ア 公募型プロポーザル実施要領

イ 仕様書

ウ 様式1から様式12及び別添資料

エ 令和7年3月28日付け消防広第79号「令和7年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項及び留意事項について」通知

6 現地説明会の開催

(1) 開催予定日

令和7年6月27日(金)14時～(予定)

(2) 確認可能な場所

奈良県第二浄化センター、高取バイパス、たかとり健幸の森公園

(その他の会場については、説明会を実施しない。)

(3) 申込み期限及び申込み方法

ア 令和7年6月26日(木)15時(厳守)

イ 電話(0742-27-8423)での申込みとする。

(4) 申込みに際し必要な情報

ア 参加人数

イ 事業者名

ウ 連絡先

(当日、緊急で連絡が必要な場合に使用しますので、当日連絡がつく番号にしてください。)

(5) その他

ア (3)の申込み期限までに申込みが無い場合は、現地説明会を実施しません。

イ 説明会での質疑に対する委託者からの回答については、本公募型プロポーザル参加者の公平を期すため、質問者を匿名としたうえで質問書による質問の回答と併せて公表する。

ウ 大規模な災害が発生するおそれのある場合等には、説明会を中止する場合がある。この場合は奈良県消防救急課ホームページにて公表する。なお、中止となった場合は説明会を実施しないこととする。

エ 当日のスケジュールについては公告日に奈良県消防救急課ホームページに記載する。

オ 現地説明会参加に要する費用は受託者が負担すること。

7 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	<p>ア 参加申込書【第1号様式】</p> <p>イ 事業者概要書【第2号様式】</p> <p>ウ 業務の実施実績【第3号様式】</p> <p>※業務の実施実績については、公告日から過去5年以内の国、都道府県又は政令指定都市（国、都道府県又は政令指定都市に事務局を設置した防災訓練の実行委員会等を含む。）との防災訓練又は防災訓練施設の設置等に関する業務の受注実績を具体的に記載すること。（<u>契約期間終了かつ業務完了済のものに限る。</u>）</p> <p>※実績を証明できる書類（契約書及び業務を完了したことを証す書類等）の写しを添付すること。</p> <p>※業務案内（HPや会社紹介パンフレットなどの写し等）を添付すること。</p>
提出部数	1部
提出期限	令和7年7月8日（火）17時まで（必着）
提出方法	持参又は郵送による。郵送の場合は、配達されたことが確認できる方法により期限までに必着とすること。
提出場所	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎（主棟）2階 令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局 （奈良県総務部知事公室消防救急課内） 電話：0742-27-8423 FAX:0742-27-0090
その他	<p>ア 提出書類の虚偽記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。</p> <p>イ 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く）とし、通貨は日本国通貨に限る。</p>

## 8 質問及び回答

質問方法	<p>質問がある場合は質問票【様式12】を用いメールで行うこと。</p> <p>件名は「令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託に関する質問」とすること。また、質問のメールを送付した際は、到着確認のための必ず電話連絡を行うこと。</p>
提出先	<p>令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局 （奈良県総務部知事公室消防救急課内）</p> <p>メール：kinentai@office.pref.nara.lg.jp</p>
質問票提出期間	令和7年6月30日（月）17時受信分まで
質問への回答	<p>質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、県ホームページに掲載する。</p> <p>この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。</p> <p>なお、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。</p>

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可。ただし、A3とする場合も右上に第●号様式と記載し、様式の枠は残すこと。）で提出すること。

【第4号様式】企画提案書

【第5号様式】配置要員経歴

【第6号様式】業務のスケジュール（予定）

【第7号様式】消防庁通知における「令和7年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項」について

【第8号様式】A1メイン会場：奈良県第二浄化センターに関する提案

【第9号様式】B1サブ会場1：たかとり健幸の森公園に関する提案

【第10号様式】B2サブ会場2：高取バイパスに関する提案

【第11号様式】見積書（内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入すること。）

### (2) 提出部数

正本1部、副本7部

（副本は、応募者の名称が推測されるような記載やロゴを黒塗りするとともに、ロゴ入りの用紙等応募者が推測される物品は使用しないこと。）

### (3) 提出期限

令和7年7月16日（水）17時（必着）

### (4) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着とすること。期限までに提出（到着）しなかった場合は失格とする。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

### (5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎（主棟）2階

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局

（奈良県総務部知事公室消防救急課内）

電話：0742-27-8423 FAX:0742-27-0090

### (6) 書類作成上の留意点

#### 【第4号様式】

様式に項目名を示すので、項目名のとおり、プロポーザル参加者の「住所」、「事業者名」、「代表者役職」、「代表者氏名」及び「担当者連絡先」等を記載すること。

#### 【第5号様式】

配置要員の経歴について「総括責任者」と「担当者」をそれぞれ記載すること。なお、担当者の欄については、担当者の人数に応じて適宜追加することとし、複数枚になる場合は様式番号に枝番号をつけること。（例：第5号様式-1）

#### 【第6号様式】

企画提案時点のスケジュール（予定）を記載すること。記載方法は、指定しない。

#### 【第7号様式】

総務省消防庁から発出された令和7年3月28日付け消防広第79号「令和7年度緊急消防援助

隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項及び留意事項について」通知における「令和7年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項」のうち特に重要と考える項目を挙げ、その理由を記載すること。

**【第8号様式】**

A1メイン会場：奈良県第二浄化センターについて、別添仕様書を参照<sup>注1</sup>のうえ、訓練会場の施設に関する提案を行うこととし、提案する施設に関する訓練項目については、仕様書記載のとおりとする。なお、訓練施設の概要がわかる簡単な絵や図を第8号様式とは別に1枚以上添付すること。（絵や図のサイズは日本工業規格A列4番又はA列3番をA列4番サイズに折ったものとする。）

ただし、詳細な図面の提出までは求めないため、詳細な図面を提出した場合も評価項目として評価は行わない。

※注1：仕様書記載の「ii 中高層建物救出訓練」については、3階以上の構造物を2棟設置することが望ましい。また、同じく仕様書記載の「iii 土砂崩落救出救助訓練」についても、東屋以外の建物を模した構造物を1棟設置することが望ましい。ただし、その規模については予算の範囲内で可能なものとし、構造物の一部を表現することで1棟とすることも可とする。

**【第9号様式】**

B1サブ会場1：たかとり健幸の森公園について、別添仕様書を参照のうえ、訓練会場の施設に関する提案を行うこととし、提案する施設に関する訓練項目については、仕様書記載のとおりとする。なお、訓練施設の概要がわかる簡単な絵や図を第9号様式とは別に1枚以上添付すること。（絵や図のサイズは日本工業規格A列4番又はA列3番をA列4番サイズに折ったものとする。）

ただし、詳細な図面の提出までは求めないため、詳細な図面を提出した場合も評価項目として評価は行わない。

**【第10号様式】**

B2サブ会場2：高取バイパスについて、別添仕様書を参照のうえ、訓練会場の施設に関する提案を行うこととし、提案する施設に関する訓練項目については、仕様書記載のとおりとする。なお、訓練施設の概要がわかる簡単な絵や図を第10号様式とは別に1枚以上添付すること。（絵や図のサイズは日本工業規格A列4番又はA列3番をA列4番サイズに折ったものとする。）

ただし、詳細な図面の提出までは求めないため、詳細な図面を提出した場合も評価項目として評価は行わない。

**【様式11 関係】**

ア 記入にあたっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記入すること。なお、消費税及び地方消費税率は10%とする。

イ 委託料上限額 48,000,000円（税込）を超えないこと。

(7) その他

ア 企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。

- イ 提案は、特記のない限り各応募者1案とする。
- ウ 文字の標準サイズは、10ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8ptまでとする。ただし、様式のサイズ等によりやむを得ない部分はこの限りではないが視認出来る大きさとすること。また、書体は任意とする。
- エ 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- オ 参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- カ 提出された企画提案書は返却しない。
- キ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、資料の漏れを防ぐため、原則としては、部分的な差し替えを認めない。
- ク 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開しない。
- ケ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

#### 10 企画提案書の審査

審査機関	<p>令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会が設置する令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会）が審査を行う。また、審査委員会は、以下の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 提出された提案書の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定すること。</li> <li>イ 上記アに掲げるもののほか、プロポーザル方式の実施に必要な事項</li> </ul>
審査方法	<p>提出された企画提案書等について、企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 審査予定日 別に通知する日時（令和7年7月24日（木）を予定）</li> <li>イ 実施方法 ウェブ会議システムのZoomを用いたリモートでのプレゼンテーションを実施 ※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担とする。</li> <li>ウ 時間 1提案者あたりの説明時間は30分を予定し、内訳は次のとおりとする。 ・プレゼンテーション：15分、質疑応答：15分 ※提案者が6者以上となる場合は、質疑応答を10分に変更することがある。 ※質疑応答が無い場合はその時点で終了とする。</li> <li>エ 出席者 プレゼンテーションへの参加は3名までとし、参加できるアカウントも3アカウントまでとすること。</li> <li>オ その他 プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とし、提案書以外の内容のプレゼンテーションは認めない。また、当日の資料投影は認めないため、</li> </ul>

	<p>提出した資料に基づき説明すること。 (追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。)</p>
審査内容	<p>提出された企画提案書について、次の観点から評価し、受託事業者を選定する。</p> <p>ア 評価の詳細は別添「評価表」のとおりとする。</p> <p>イ 提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1項目以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。</p> <p>ウ 提案者が1者の場合、評価基準による得点が満点の6割以上で、かつ、審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1項目以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。</p>
審査結果	<p>契約締結者の名称は、企画提案書の提出者に文書で通知する。また、審査結果については、奈良県ホームページに掲載し公表する。なお、公表する項目は以下のア、イのとおりとする。</p> <p>ア 業務名、受託者の所在地、名称、代表者氏名及び審査年月日</p> <p>イ 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点 (ただし、受託者以外の業者名は公表しない。)</p>
失格事項	<p>提案者が次に掲げる事項に該当するときは、失格とする。</p> <p>ア 「3 参加資格等」に示した参加資格要件が備わっていないとき。</p> <p>イ 参加申込書とその添付資料及び企画提案書とその添付資料に虚偽又は不正があったとき。</p> <p>ウ 提出された企画提案書とその添付資料が様式及び書類作成上の留意点等に示された内容に適合せずその補正に応じないとき。</p> <p>エ いずれかの評価項目の記載がなかったとき。</p> <p>オ 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。</p> <p>カ プレゼンテーションに不参加のとき。</p> <p>キ その他不正な行為があったとき。</p>

## 11 業務委託契約の締結について

- (1) 10により特定された者は、速やかに令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会と本業務にかかる契約を行うこと。特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。

- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則に準じることとし、同契約規則第19条第1項各号に該当する場合は、これを免除することができる。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において全審査委員の得点の平均が満点の6割以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が満点の5割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則、その他の奈良県が制定する関係条例・規則及び令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会で定めた規定等に従うものとする。

## 12 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 下請契約等に当たって、(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 13 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が12(1)から(8)のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案

書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

〈参考〉企画提案公募スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年6月24日（火）	公告
令和7年6月30日（月）	質問受付期限
令和7年7月3日（木）	質問回答
令和7年7月8日（火）	参加申込書提出期限
令和7年7月16日（水）	企画提案書提出期限
令和7年7月24日（木）	プロポーザル審査委員会の開催（予定）